

○議長（高橋伸二君）　ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第九、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十一番渡辺重益君。

〔二十一番　渡辺重益君登壇〕

○二十一番（渡辺重益君）　おはようございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、順次質問してまいります。

冒頭に、岩手県大船渡市で発生した山林火災について触れさせていただきます。昨夜から続くこの火災により、現在も八十四棟を超える住宅や建物が被害を受けており、多くの市民が困難な状況に直面しています。消防隊員や自衛隊の方々が昼夜を問わず奮闘してくださっておりますが、一刻も早い鎮火を心から願っております。

今日一日、亘理町市政施行七十周年の式典が開催され、式典に出席された仙台藩伊達家十八代当主の伊達泰宗氏が「ごきげん様でございます」という御挨拶をされました。私自身初めて聞く挨拶言葉に戸惑いながらも、泰宗氏によれば、伊達家に伝わる伝統的な挨拶の一つで、特に格式の高い場や正式な場面に使われるこの御挨拶は「あなたが健やかで幸せであることを願っていますという意味が込められています」との説明があり、以来、そうした場面にあるときは私もまねて使用することがあります。今日は、本定例会一般質問最終日のトップバッターの私が健やかに幸せな気持ちで一般質問が終えられるように、この議場にお集まりの皆様、ごきげん様でございますという気持ちで温かく最後までお守りいただけますように、質問に入りたいと思います。

大綱一点目、東日本大震災からの復興について。

東日本大震災から十四年が経過しようとしております。県民を挙げて復旧・復興に取り組んだ結果、インフラなどのハード整備についてはほぼ完了しておりますが、ソフト面については今後も中長期的に対応が残されるところを考えています。そこで、以下の点について知事の御所見を伺いたいと思います。国が示した第二期復興・創生期間が令和七年度までとなっており、その後の支援の在り方について検討が進められていると承知しております。県では、復興の現状についてどのように捉えており、第二期復興・創生期間終了後の復興支援の在り方について、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。また、時間の経過とともに風化が懸念されており、震災の経験の伝承が極めて

重要になってきていると考えます。県では、石巻市にあるみやぎ東日本大震災津波伝承館をゲートウエーとして、県内各地の伝承施設や震災遺構へ訪れていただき、震災の教訓に触れていただく取組を行っております。一方で、震災を知らない世代が増加しており、次に起こる災害に備えるだけでなく、別の地域で起こるであろう災害の防災・減災につなげていく意味でも、そうした世代への伝承に力を入れていく必要があると考えます。県では、震災を知らない世代への伝承活動についてどのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

私の地元である亘理町と山元町は福島県の県境に位置し、太平洋に面した港を要する地域です。この地域の基幹産業である水産業関係者の皆様には、地域の復興と活性化に向けて力強い支援を賜り、現在もその重要な役割を担い続けていただいております。しかし、二〇二三年と二〇二四年に東京電力による連続した作業ミスが報じられ、身体汚染、そして発電所敷地への汚染水漏えい等、一歩間違えると環境への放出に至る可能性があり、水産関係者はもとより地域住民にも深刻な心配と不安を与えております。更に、二〇二三年八月二十四日からはALPS処理水の放出が始まり、風評被害や偏見を助長する報道が県民や国民の不安を増大させました。福島第一原子力発電所の廃炉作業は今後も長期間にわたり続くため、県は今後も正しい情報を理解しやすい形で県民や国民に伝えていく必要があります。改めて県の果たすべき役割や東京電力との今後の関わり方をどう考えているのか、知事の見解を伺いたいと思います。

海岸防災についてであります。私たちが直面している気候変動の影響は日々顕著になっており、特に沿岸地域はその影響を直接的に受けております。東日本大震災以降、海岸防災林の役割は更に重要となり、私たちの安全を守る最後の防波堤とも言える存在です。これらの防災林が適切に機能するためには定期的な間伐が必須であり、その健全な維持管理が求められています。そこで、現在の実施状況と今後の計画をお示しください。また、適切な間伐を行うための十分な予算の確保は不可欠であることから、今後の予算確保についての方針もお聞かせください。また、海岸防災林を効果的に維持し活用するためには、地元市町や関連団体との協力が不可欠です。これらの団体は、日常の保護管理や地域活性化に重要な役割を果たしていますが、その活動を維持するためには資金が必要です。県がこれらの団体をどのように支援し、必要な資金をどう確保している

のか、また、将来的な支援計画について教えてください。海岸防災林の維持管理においては、伐採が不可欠である場合があります。この伐採木の有効活用は、環境保全と経済活動の両立を図るための重要なステップです。また、海外防災林からの伐採木を有効活用することは、災害リスクを管理するだけでなく、地域の持続可能な発展に寄与するものであります。そこで、この重要な取組に対する県の見解を伺います。

次に、大綱二点目、市町村連携についてであります。

企業の誘致によって新たな雇用や需要の創出、税収の確保など様々なメリットが期待できることから、県内でも企業誘致に積極的に取り組む自治体が多いと感じております。併せて、企業を誘致するためには、工業団地などの産業用地の確保が必要不可欠であります。昨年十月の予算特別委員会予算調製方針の説明において、宮城県内の工業団地は現状を踏まえると、企業の投資スピードに即応できる用地が不足傾向であるとのことであり、この結果に対応するため、県は市町村が行う工業団地の整備を推進するとともに、市町村の協力を得ながら新たな工業団地の開発を検討していく。また、市町村の工業団地整備を推進するため、市町村の団地造成に対する無利子貸付額の引上げや、必要な調査への補助、ワンストップ相談窓口の設置などの支援を行っているとのことでありました。現在、幾つかの市町村では、こうした県の制度を活用しながら工業団地の検討や造成を進めておりますが、団地整備は市町村にとって巨額の支出を伴います。誘致が成功すれば様々なメリットが生まれ、市町村は大きなリターンが得られるものの、企業が立地しなければ団地の整備に要した巨額の資金の回収ができず、財政状況を圧迫することにもなります。企業を受け入れる用地の整備も重要ですが、両輪として企業に立地してもらうための誘致活動が成功しなければ、市町村にとって団地整備はリスクでしかありません。そのため、特に市町村独自の工業団地を有する自治体にとっては、企業誘致活動が非常に重要になってまいります。しかしながら、特に小規模な市町村は、一人の職員が他の業務を兼ねながら企業誘致を担当するなど、相当に限られた人的資源の中で企業誘致に取り組んでおり、企業誘致を成功させたいとの強い思いがあっても、その取組には限界があります。県は、市町村で取り組んでいる企業誘致に対し、県の戦略や企業に関する情報の共有、企業とのマッチング支援など市町村がより効果的に企業誘致に取り組むことができるよう、これまで以上に連携を深めていく必要があるのではない

いでしょうか。そこで、現状と今後の取組について、改めて知事の御所見を伺います。

次に職員の人事交流についてであります。人口減少社会の本格的な到来により、今後は更に県内の地域ごとの異なる課題が浮き彫りになってくることが予想されることから、県と市町村自治体が更に緊密な連携の下で課題解決に取り組む必要があると考えます。そこで、職員の人事交流を通じ、各地域の特性やニーズを理解し合うことで、より効果的な政策や施策を展開することが可能となるのではないのでしょうか。特に、東日本大震災を経験した我が県でありますから、災害時や緊急時には迅速な対応が求められるため、平時から連携を深めておくことは大変重要であります。また、異なるバックグラウンドを持つ職員同士の交流は、新たなアイデアやイノベーションを生む土壌となります。県と市町村自治体の職員がともにプロジェクトに取り組むことで、創造的な解決策が生まれる可能性が高まります。このようなイノベーションは、地域社会の発展にも寄与すると考えることから、県と市町村行政における人事交流を更に強めていく必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

大綱三、一次産業振興についてであります。

今月十八日、宮城県庁でいちごサミット in みやぎ二〇二五が開催され、東北地方で最大の生産量を誇る宮城県産イチゴのPRと振興が図られました。このイベントは二〇二三年に始まり、今年で第三回目を迎え、同時に行われた品評会では、同郷の亘理町生産者が二年連続で知事賞一等を受賞しました。この成果は、地元生産者にとって大きな励みとなり、私自身も地元県議会議員として大変うれしく思います。更に、先月はJAみやぎ亘理の大堀組合長や、いちご部会の役員、県園芸推進課、全農みやぎの関係者様とともに北海道札幌市でのイチゴ特売会に参加させていただきました。このイベントでは、宮城県産イチゴに対する大きな期待を感じ、県外での販売促進が積極的に行われています。そして、今年は亘理、山元の両町長も加わり、札幌市場関係者らへのトップセールスも行われました。先方の販売強化体制などを伺うと、いかに宮城のイチゴに対して大きな期待が寄せられているかということを実感するまたとない機会となりました。いつの間にか、会派の同僚議員からはいちご王子と称されている私としても、いちご百億円産地の育成に向け、宮城のイチゴの生産振興を更に盛り上げていく責務があることから、以下の三点について知事の御所見を伺うものであります。一点目、みやぎ園芸特

産振興戦略プランに掲げる令和七年の園芸産出額目標五百億円に対し、令和五年実績は三百二十四億円となっていますが、そのうち、県の主要品目であるイチゴの状況はどうか。また、県ではこれまでの実績についてどのように捉えているのでしょうか。次に、本県のイチゴの出荷量は全国第十位ですが、全国有数の産地となるためには、県内外に宮城のイチゴのPRを強化していく必要があると思いますが、知事の御所見を伺います。また、イチゴに特化した施策や予算措置も必要と考えますが、いちご百億円産地の育成に向けて、今後どのように取り組んでいく考えか、併せて見解を伺います。最後に、コロナ禍の長期化や資材価格の高騰などの影響により、生産者意欲の減退による高齢者などの離農が心配されます。イチゴ産地の維持、拡大に向けては、関係者などの連携を強化しながら、新たな担い手確保に取り組む必要があると考えますが、知事の御所見を伺うものであります。

畜産振興についてであります。畜産業は、本県において重要な産業の一つであり、地域経済の安定と食料自給率の向上に大きく寄与しております。しかし、飼料価格の高騰、屠畜場の使用料問題など多くの課題が業界を圧迫しております。畜産業は、多くの家庭に直接的な影響を与える産業であり、これを支えるための政策は県民の生活にも直結していると言っても過言ではございません。現在、県が畜産業支援のためにどのような支援を展開しているのか、その具体的な内容と今後の計画について伺います。

次に、農業大学の現状と将来戦略についてであります。現代農業の持続可能性を支えるためには、優秀な新たな担い手の確保が極めて重要です。宮城県農業大学校が果たす役割は、この新世代の農業リーダーを育成することにあります。担い手確保の観点から、農業大学の取組と戦略について、以下四点について質問いたします。一点目、農業大学校では、若者や転職希望者に対してどのような魅力的な教育プログラムやインセンティブを提供しているのか。具体的に、担い手を増やすためにどのような取組が行われているのか、お聞かせください。次に、学生が農業分野における長期的なキャリアを志向するために、実践的な経験や地域社会との連携プロジェクトをどのように組み込んでいるのでしょうか。これらのプログラムが学生の職業選択にどのような影響を与えているか、具体的な成果をお聞かせください。次に、農業大学校の卒業生の就職支援についてであります。どのようなサポート体制が整っているのでしょうか。特に、新規就

農者に対する支援策や起業支援の具体的な内容と近年の成功事例があればお聞かせください。最後に、農業の担い手として、学生をどのように育て上げる計画があるのでしょうか。また、地域農家や農業法人と連携して、学生に実践的なスキルと経験を提供するための新しい戦略があれば、その詳細をお示しください。農業大学校の取組は、宮城県の農業の将来に直結しています。新たな担い手の確保と育成は、地域経済の活性化だけでなく、食の安全保障にも大きく寄与します。これらの課題に対する県の支援や具体的な計画をしっかりと遂行していただくように期待を申し上げ、次の質問に入ります。

大綱四点目、教育行政についてであります。

初めに、教員の働き方改革についてであります。教員の働き方改革を推し進めるに当たり、特に若手教員が直面する保護者クレーム対応の問題は深刻です。現場では、本来の教育活動に集中すべきはずの教員が度を越えたクレーム対応に追われ、心身ともに疲弊しているとも伺います。こうした状況を放置すれば、教育の質の低下や教員不足の一因ともなりかねません。そうした中、今月一日、文部科学省は教員の負担を軽減するため、保護者からの学校への問合せをコールセンター運営事業者など民間企業が一括して受け付けるモデル事業を今年中に実施すると発表いたしました。こうした背景を踏まえ、県も具体的な対策を急ぐべきと考えます。そこで、教員が教育に専念できるような支援策として、例えば専門窓口の設置や留守番電話の導入など、教育長の見解と今後の取組について伺います。更には、教員の働き方改革の中で、現場の管理職や若手教員の負担軽減が喫緊の課題であります。特に、役職定年後も活躍する経験豊富な教員の活用は、若手の育成や学校運営において大きなメリットがありますが、給与面などは減少となることから、その活用の在り方も慎重に検討する必要があります。そこで、本県における管理職や外部専門スタッフの活用策と併せて、役職定年者の活用は現場の管理職にとって非常に重要な選択肢となっています。これを効果的に機能させるためには、外部専門スタッフとの連携も強化し、より効果的な負担軽減策を講じることが求められます。そこで、県としてこうした制度整備にどのように取り組んでいく考えなのか、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、宮城県図書館についてであります。二〇二五年一月三日、日本建築の巨星、原広司氏が八十八歳で亡くなりました。原氏は、大阪の象徴である世界初の連結超高層

の梅田スカイビルをはじめ、都市のランドマークとなる巨大な施設を次々と設計いたしました。その革新的なデザインは、多くの建築家に影響を与え、建築史にその名を刻んでいます。私も彼の作品に魅了され、建築の道へ進むきっかけを得ましたが、その才能は開花することなく現在に至ります。特に、彼が設計した宮城県図書館は、地元でありながらも、私にとって大きな意味を持っています。そこで、県図書館運営における今後の課題について、以下三点について伺います。県図書館は、仙台藩主伊達家の旧蔵書であつた伊達文庫や、仙台藩内から江戸へ出て成功した商人、青柳文蔵の寄附によって作られました。日本の公共図書館の先駆けとも言われる青柳文庫の旧蔵書などの貴重資料を多数保管しており、これらの貴重資料は、宮城の文化を知り、宮城県民としてのアイデンティティーを涵養する上で大きな財産であると考えますが、これらの文化遺産の現在の活用状況について具体的な例があれば併せて御説明をお願いします。また、電子書籍サービス、いわゆる電子図書館については、県内では仙台市をはじめ、塩竈市、白石市、角田市、全国でも多数の自治体で導入が進んでいます。デジタル化が進む中で、電子書籍サービスの導入は避けられないトレンドですが、その導入には多額の費用が伴います。県として、電子書籍サービスの導入計画やその財源についてどのように考えているのか、教育長の御所見をお聞かせください。更に、県図書館は、東日本大震災の貴重な資料を収集保管し、三十万点を超える貴重な資料をデジタルアーカイブとして世界に公開していることは高く評価いたします。しかし、発災当時に生まれた方は既に中学生になっており、震災の風化を防ぐには、学校現場における伝承が今後ますます大事になってきます。小中学校の授業においても、この震災アーカイブを活用し、震災の記憶をしつかり伝承すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、埋蔵文化財行政についてであります。文化財保護法において、埋蔵文化財とは、土地に埋蔵される土器や石器などの遺物、住居跡などの遺構を指し、これらを含む土地が埋蔵文化財包蔵地とされ、一般には遺跡と呼ばれています。本県では、これらの遺跡の保護と管理のために、土木工事などの開発事業を実施する際には、発掘届の提出が必要とされており、この手続は文化庁から権限を移譲された県教育委員会が担当しています。本県では、遺跡の範囲内及び隣接地で開発計画が起こった場合に事前協議を求め、発掘届の前に協議書を提出することとなっています。しかしながら、遺跡の隣接地

や近接地での開発に対しては、法的な義務が明確でないにもかかわらず事業者が発掘届の提出を促すケースがあります。岩手県では、隣接地や近接地で遺跡が発見された場合、初めに教育委員会が調査を行い、その後に発掘届を提出させるという流れが確立しています。この方法は、工事着工までの時間的余裕がなければ難しいわけですが、法にのつとった対応と言えるのではないのでしょうか。この背景を踏まえて、本県における現行の運用が法の規定と異なる部分について、教育委員会はどのような見解を持っているのか。また、適切な遺跡保護と開発のバランスを取るために、現在の運用の改善点や新たな提案があればお示し願います。

次に、伝統文化財の保護、活用についてであります。昨年十一月、山元町にある歴史ある大條家茶室此君亭が新たな姿で再オープンしました。この茶室は地元で愛され続け、そのリニューアル公開を記念して、同地区内にある坂元小学校にて式典が行われました。地域住民の間では、この日を待ち望んでいた笑顔があふれ、とても温かい雰囲気の中で行われた式典は、多くの人々にとって記憶に残る素晴らしい一日となりました。同席した私の妻も幼少期を過ごしたこの地での感慨深いひとときに心から感動しておりました。さて、この大條家茶室は、仙台藩十二代藩主伊達斉邦が家臣大條道直に与えたものであり、昭和七年に現在の山元町坂元に移築されました。仙台大空襲によって仙台藩政時代の建造物の多くが失われる中、奇跡的に現存する貴重な文化財です。山元町はこれまで茶室の調査、整備、修復を進めてきましたが、平成二十三年の東日本大震災で甚大な被害を受けました。以降、文化財ドクターの派遣やクラウドファンディングを活用しながら令和六年十一月のリニューアルオープンを目指し、整備が進められました。現在、この茶室は町の指定文化財にとどまり、県指定文化財の格上げには至っていません。そこで、以下二点について教育長の見解を伺うものであります。初めに、山元町の大條家茶室は、仙台藩の歴史、文化を今に伝える貴重な建造物であり、山形大学の古建築専門家である永井教授もその文化財的価値を高く評価しています。近年、調査結果により江戸時代後期の建築物であることが明確になった現在、県としてこの茶室の文化財的位置づけについて再評価を行う考えはないのでしょうか。次に、山元町は大條家茶室を単なる文化財として保存するだけでなく、仙台藩茶の湯文化を伝える拠点や茶道、歴史教育の場、更には文化事業や観光資源として広く活用し、県民に開かれた文化財と

することを目指しております。そのため、修復後は茶会や文化イベントの開催、一般貸出し、観光資源としての活用が計画されています。しかし、文化財の維持管理には多額の費用がかかり、町単独での負担には限界があります。県として、大條家茶室の文化的価値を再評価した上で、修復後の活用支援や維持管理への助成制度を新たに検討する考えはないでしょうか。大條家茶室は、仙台藩の歴史と文化を伝える唯一無二の建築物であり、震災を乗り越え、今まさに未来へと受け継がれようとしています。しかし、文化財の保護、活用には、自治体の努力だけでなく県の支援が不可欠であります。本茶室の文化的価値を県民共有の財産として永続的に保存していくためにも、県の前向きな御答弁を期待しつつ、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 渡辺重益議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質問にお答えいたします。初めに、復興の現状と第二期復興・創生期間後の復興支援の在り方についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宮城県震災復興計画や新・宮城の将来ビジョンの下、復旧・復興に取り組んできた結果、インフラなどのハード整備はほぼ完了いたしました。が、コミュニティー再生等のソフト面の支援や原発事故に起因する諸課題などに対しましては、今後も中長期的に取り組む必要があると認識しております。現在、国では、第二期復興・創生期間終了後の復興支援の在り方についての検討が行われており、私自身が会議に出席するなど様々な機会を捉え、復興の現状を説明するとともに、中長期的な課題への継続的な支援を強く要望しているところであります。県といたしましては、引き続き国や市町と連携し、残された課題に真摯に向き合い、復興の完了に向け全力で取り組んでまいります。次に、海岸防災林の保育活動を行う関係団体への支援についての御質問にお答えいたします。

地域住民や団体、企業などが保育活動に関わることは、海岸防災林が県民共有の財産として多くの人々に親しまれ、将来にわたり適切に維持管理されていく上で大きな意

義を有しているものと認識しております。現在三十五団体が県、関係市町と森林づくり協定を結び、約百四十ヘクタールで活動を行っているところでもあります。県では、関係団体の活動を支援するため、企業版ふるさと納税による寄附金なども活用し、研修会等の開催経費や保育活動に使用する資機材の購入経費を助成しております。今後の計画についてですが、県や沿岸市町及び関係団体で構成するみやぎ海岸防災林・森林づくり協議会において、海岸防災林由来のＪークレジット制度の導入を検討しているところであり、県としましては、協議会が将来に向けて自主財源を確保しながら、自主的に活動を展開できるように支援してまいりたいと考えております。新たなＪークレジット制度を導入してまいりたいと思います。

次に、大綱三点目、一次産業振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、イチゴの産出額実績等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和十二年までにイチゴの産出額を百億円に増やすことを目標に掲げ、これまで環境制御技術の導入支援や多収性品種にこにこベリーの推進などに取り組んでまいりました。しかしながら、コロナ禍の長期化や資材価格の高騰などの影響から、令和五年の産出額は六十七億円にとどまっており、更なる推進が必要な状況にございます。県としましては、引き続き目標達成に向け、生産者や関係機関と連携しながら、収量向上や面積拡大などの取組を進めてまいりたいと考えております。同僚の皆様にご王子と呼ばれているとは知りませんでした。びっくりいたしました。

次に、農業大学校における学生の実践的な経験や地域社会との連携についての御質問にお答えいたします。

農業大学校では、キャリアデザイン形成のための科目を設け、早い段階から学生のキャリア形成支援を行っております。養成課程一年では、農業経営者等を講師に、卒業後のキャリアプランを考え、将来の夢や目標を実現するためのロードマップ作成を指導しております。二年では、農業経営体の視察のほか、農業経営能力の習得に向けたプロジェクト研究に取り組んでおります。これらの取組により進路の明確化が図られ、学生の半数以上が就農するなどの成果につながっているわけであります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱二点目、市町村連携についての御質問のうち、市町村との人事交流についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、県内市町村との相互理解と連携の強化及び職員の資質の向上を図るため、互いに人事交流を行ってまいりました。人口減少社会を迎える中、県政の推進に当たっては、効率的かつ効果的な施策の実施が求められており、県と市町村との間で協力関係を構築していくことは、今後ますます重要になっていくものと考えております。人事交流は、それぞれの組織にただけでは得難い経験を積むまたとない機会であり、職員の人材育成を図る観点から大いに役立つことから、今後も積極的に進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質問のうち、震災を知らない世代への伝承についてのお尋ねにお答えいたします。

時間の経過とともに風化が懸念される中、将来起きる災害から命を守り、同じ悲しみを繰り返さないためにも震災伝承の取組は重要であり、震災を知らない世代が増加する中、その経験や教訓を未来に伝え継いでいくことが求められております。県では、震災学習をメニューとした教育旅行の誘致促進、親子を対象としたぼうさいキッズパークの開催、学校への語り部派遣などに加え、高校生や大学生等を対象としてみやぎ東日本大震災津波伝承館のボランティア解説員の育成に取り組んでまいりました。県といたしましては、これまでの取組に加え、来年度新たに伝承活動に関心のある学生を対象とする現地視察研修を予定しており、引き続き、震災を知らない世代への伝承に積極的に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の情報提供に関する県の役割と今後の東京電力との関わり方についての御質問にお答えいたします。

県では、県民の不安解消と風評の発生防止の役割を果たすため、これまで、県産品の放射性物質検査などの情報を県ホームページ、みやぎ原子力情報ステーションで広報

するとともに、国及び東京電力に対し、様々な機会を通じて正確な情報発信を求めてまいりました。更に、東京電力に対しては、毎年現地調査を行い、処理水に関する国民、国際社会の理解醸成などの継続した取組や、廃炉作業の安全かつ着実な実施など必要な要請を行ってきたところです。廃炉作業や処理水の海洋放出は長期間に及ぶことから、県としましては、県民の不安解消と風評の発生防止に向けた対策に自ら取り組むとともに、引き続き東京電力に対し強く要請してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、市町村連携についての御質問のうち、企業誘致における連携についてのお尋ねにお答えいたします。

企業誘致においては、工場建設や操業後の対応、用地周辺の環境整備も立地判断の重要な要素となることから、誘致の段階から県と市町村が連携し取り組むことが重要であると認識しております。このため県では、毎年、東京と名古屋において市町村と合同で企業立地セミナーを開催しているほか、立地可能性のある企業情報を入手した場合には、その都度関係市町村の職員とともに当該企業への訪問や用地の現地案内などを行っているところです。また、年二回、市町村の誘致担当職員を対象に、業界動向や誘致ノウハウに関する研修や誘致実例の紹介などを行うほか、毎年、産業立地推進課や東京事務所などで十人程度の市町村職員を受け入れ、実務を通じた人材育成や人脈形成を支援しております。県といたしましてはこうした取組に加え、人員不足やノウハウ不足など市町村が抱える課題を十分理解し、県と市町村が一体とならなければ企業立地が実現しないとの思いの下、御指摘を踏まえ、地方振興事務所と市町村との連携を強化し、様々な相談に応じるとともにマッチング支援を積極的に行うなど、市町村への伴走型支援を一層強化してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、一次産業振興についての御質問のうち、イチ

ゴの県内外へのPRと百億円産地の育成についてのお尋ねにお答えいたします。

県産イチゴのPRについては、主な販売先となっている県内や北海道などで行っておりますが、更なる認知度向上と販売促進を図るためには、生産を拡大した上で、PRを強化していく必要があると認識しております。このため県では、県産イチゴに対する国内外の実需者からの要望が増大している五月から六月の収量増加に向け、来年度から新たに株元冷却用機械の導入支援や選別作業の受託センターの設置実証、就農希望者向け基礎講座の開催などを行い、生産拡大に努めることとしております。県といたしましては、こうした取組を行いながら、県内各産地のイチゴを取りそろえたマルシェの開催をはじめ、一層効果的なPRについて検討してまいります。

次に、イチゴの新たな担い手確保についての御質問にお答えいたします。

我が県のイチゴ産地は、農業法人において新規就農者が確保されている一方で、家族経営体における後継者の確保が課題となっているものと認識しております。イチゴの新しい担い手確保に向けて、県内では、農業法人等において研修生を受け入れているほか、JA全農みやぎが設置したいちごトレーニングセンターで、今年度から研修生を受け入れており、県も運営支援を行っているところです。県といたしましては、トレーニングセンターや各種事業の活用により円滑な就農に結びつけることができるよう伴走型の支援を行うほか、みやぎ農業振興公社やJAグループなどの関係機関と連携し、各産地の遊休施設や担い手の受入れ体制などについて検討を進め、担い手確保の取組を強化してまいります。

次に、畜産業支援施策についての御質問にお答えいたします。

近年の配合飼料価格等の高止まりにより、経営コストに占める飼料費の割合が上昇し、畜産経営は非常に厳しい状況にあると認識しております。このため県では、令和四年度以降継続して県独自の配合飼料購入費などに対する支援を行ってきたほか、畜産クラスター事業等を活用した生産機械の導入支援や新技術の普及推進を図ってまいりました。来年度は、新たに飼料自給率の向上を目的とした牧草地の改良や飼料生産組織等の育成、和牛肉のおいしさなど新たな価値を取り入れた育種などの施策に取り組むことで畜産業の振興に努めてまいります。

次に、農業大学校における教育プログラムについての御質問にお答えいたします。

農業大学校は、我が県農業の次代を担う優れた経営者の養成を目的として設立し、四つの学部による二年間の養成課程と社会人を対象とした研修課程を設置しております。養成課程では、農業の高度化・情報化に対応したスマート農業などの科目を設けているほか、就農時に必要な大型トラクターや牽引等の免許取得を支援しております。研修課程は、農業に関心を持つ方を対象としたチャレンジクラスと就農を希望する方を対象としたマスタークラスを設けており、それぞれのクラスでは研修生の希望に応じた栽培実習など実践的な研修を行っております。

次に、就職支援体制と新規就農や起業への支援策等についての御質問にお答えいたします。

就職支援については、就職支援員による定期的な面談に加え、職業に関するセミナー開催や農業法人とのマッチングを行うなど、学生の希望や適性に応じた就職支援を行っております。近年の成功事例としては、農家研修で果樹栽培に興味を持った学生が起業した事例があり、授業での営農計画作成や栽培技術の習得に加えて、研修先の農家から農地の確保や品目選定の助言を受け、自ら地域で栽培した果樹等を使って開発した加工品を消費者に直接販売するなど魅力的な農業経営を行っております。

次に、学生の育成計画や実践的なスキルと経験を提供する戦略についての御質問にお答えいたします。

農業大学校では、農業現場で適応できる知識、技術を身につけるため、一か月間の先進農業体験学習や先進的な農業経営者から経営方針や経営理念等について学習する職業研究を行うなど、より実践的な学習内容を取り入れて学生を育成しております。また、新しい取組として、農業関連企業と連携した自動操舵トラクターなどスマート農業機械の操作実習や、鳥獣対策のための電気柵設置実習などに取り組んでおります。県といったしましては、今後とも農業大学校の使命を果たしながら、次代の宮城の農業を支える優れた人材の確保・育成を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質

問のうち、海岸防災林の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

海岸防災林が十分な機能を発揮するためには、植栽木が健全に成長するまでの間、林内が混み過ぎないように、本数調整伐、いわゆる間伐を三回程度実施する必要があります。このため県では、国の治山事業を活用し、令和三年度から一回目の本数調整伐に着手しており、県が管理する海岸防災林七百五十三ヘクタールのうち、今年度末までに約百七十ヘクタールが完了する見込みとなっております。引き続き国と調整を図りながら必要な予算の確保に努め、令和十二年度までの十年間で一回目の本数調整伐を全て完了できるように計画的に進めてまいります。

次に、海岸防災林の保育管理により発生する伐採木の有効活用についての御質問にお答えいたします。

本数調整伐で発生する伐採木の活用は、処分経費の削減や森林資源の有効活用の観点からも重要であると考えております。このため県では、今年度から、これまで有償で処分していた伐採木の一部を無償で個人や企業などに譲渡する取組を始めており、譲渡した伐採木はまきストーブなどの燃料として利用されております。今後、海岸防災林の成長に伴い伐採量の増加が見込まれることから、木質バイオマス施設などでの活用についても現在検討を進めているところです。県といたしましては、引き続き伐採木の有効活用を図りながら、海岸防災林の適切な保育管理に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、教育行政についての御質問のうち、保護者クレーム対応についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県におきましても、学校現場が一部の保護者からの過剰な苦情等への対応に苦慮している状況があり、その対応は喫緊の課題であると認識しております。このような保護者対応については、一部の教員のみに任せるのではなく、管理職を含めた組織的な対応が重要であることから、県教育委員会としては、管理職研修において保護者対応に関する内容を盛り込むなど学校における組織的な対応を推進しているところです。加えて、教育庁内に保護者が学校生活に関して相談できる窓口を設置しているほか、学校等

が問題が深刻化する前の早い段階から相談できるよう、スクールロイヤーや顧問弁護士による相談体制を整えてきたところです。また、学校における留守番電話機能の導入については、各学校において保護者等の御理解を頂きながら順次進めてきているところです。引き続き、教員が安心して教育活動に専念できる職場環境の整備に努めてまいります。

次に、現場の管理職や若手教員の負担軽減のための役職定年者や外部専門スタッフの活用についての御質問にお答えいたします。

六十歳を超えた学校管理職につきましては、豊富な経験、指導力を生かした活躍が期待されることから、各学校の実情に配慮し、配置を行っております。具体的には、新任の管理職がいる学校において管理職の相談役として配置しているほか、若手教員の多い学校には、若手教員のサポート役として配置するなどしているところです。また、これまで積み重ねてきた知見を生かして、就職支援担当教員や通級指導教員として力を発揮していただいている方もおります。外部専門スタッフの活用については、スクールサポータースタッフやスクールカウンセラー、部活動指導員などを配置し、教員の業務負担の軽減や教育活動の更なる充実を図っているところです。県教育委員会としましては、豊富な経験を持つ役職定年者や専門的知見を有する外部スタッフを効果的に活用しながら、引き続き現場の管理職や若手教員の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、宮城県図書館が所蔵する貴重資料の活用についての御質問にお答えいたします。

県図書館では、伊達文庫や青柳文庫等の歴史、社会、文化等を研究する上で重要な貴重資料を多数収蔵しており、これらを文化遺産として後世へ伝達し、研究者を含め広く一般への利活用に供するため、デジタル画像や複製資料の製作を行っております。作成したデジタル画像についてはホームページで公開し、データのダウンロードも可能となっており、広く活用されているほか、複製資料については、県内の高等学校や市町村図書館等に貸し出し、授業などで活用されております。県教育委員会としましては、貴重な資料を後世にしっかりと伝えていくとともに、より多くの方々に活用いただけるよう、引き続き認知度の向上を図ってまいります。

次に、電子書籍サービス導入についての御質問にお答えいたします。

電子書籍サービスについては、紙の書籍と比較して購入費が高く、貸出し回数が制限されるなどの課題がある一方で、図書館に行かなくてもいつでもどこでも利用可能であることや、読み上げ機能を活用し視覚に障害のある方が利用しやすくなるなど、利用者にとっての利便性が高まるものと認識しております。県教育委員会としましては、既に導入した図書館における利用状況や運用方法などについて調査、研究を進めているところであり、今後、デジタル技術を活用した読書環境の充実を図る観点から、県図書館における電子書籍サービスの導入について検討を行ってまいります。

次に、東日本大震災アーカイブ宮城の利活用についての御質問にお答えいたします。県図書館では震災の記憶を後世に伝承し、風化を防ぐとともに、今後の防災・減災対策や防災教育等に役立てるため、東日本大震災アーカイブ宮城を運用しており、先月末現在で三十万四千百六十四点の資料が公開されております。震災を経験していない子供たちが増えている中、震災の記憶を伝承するとともに、子供たちが災害を自分事として捉え、危機意識を持って行動していくために、学校現場におけるアーカイブの利活用は大変有効なものと考えております。県教育委員会としましては、引き続き、教職員を対象とする研修などにおいて、東日本大震災アーカイブ宮城の内容や活用方法等を周知するとともに、学校現場での防災教育において、防災教育副読本と組み合わせたアーカイブ資料の活用など小中学校における利活用が進むよう、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

次に、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地における手続についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで開発計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡の範囲外であっても、隣接した土地については、事前協議の上、埋蔵文化財が発見される可能性がある場合は、遺跡の範囲内と同様の手続を行ってまいりました。これは、隣接地に埋蔵文化財が存在する場合の文化財の損壊や新たな埋蔵文化財の発見に伴う工事の中断をあらかじめ回避できるよう行ってきたものでありますが、事業者との調整窓口である市町村の負担となっている面もあるため、今後、他県の状況を確認しながら、手続の見直しについて検討してまいります。

次に、大條家茶室此君亭の県指定文化財に向けた再評価と活用や維持管理への支援

についての御質問にお答えいたします。

大條家茶室此君亭は現存する希少な仙台藩上級武士層の茶室として、平成十四年、山元町指定有形文化財に指定されており、このたびの修理に併せて行った調査により、これまで詳細不明だった茶室の年代の解明につながる大きな成果があったものと承知しております。県指定文化財への指定につきましては、まずは今回の調査状況についてまとめられる報告書の内容について確認させていただきたいと考えております。また、文化財の活用等に関する県の支援につきましては、文化庁が国指定等文化財を対象として行う補助制度なども参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

○二十一番（渡辺重益君） るる御答弁ありがとうございます。

最初に震災復興について伺いたいと思います。今回の一般質問をするに当たりまして、自分の資料を見返しておりましたら、ちょうど知事が令和二年十二月二十四日に初めて福島第一原発を視察したときの記事をスクラップしていたものを見つけまして、懐かしく見ておりました。当時は、処理水の放出前でしたので、環境や安全に配慮した廃炉作業の徹底、農林水産業への賠償対応、国の基準を下回る汚染廃棄物の現状把握、そして四つ目に処理水対策の周知。この四点を、政府が検討する処理水の自然界放出に対する県民の不安解消に向けて、知事が積極的に説明するようにと、当時の小早川社長に要請されているというような記事だったんです。それから数年たって、今は福島第一原発の処理水を流しておりますけれども、今、十四年近くたちまして、風化というのは当然避けられないのですが、やはり県のトップがこういった震災復興のソフト面も含めて、また、現地に行ったりということをやっていたことが、県境の我々も水産関係者もいつもその処理水が放出されるときに戦々恐々としているような現状でありますので、そういった意味では引き続き知事に、任期も期限はありますけれども、ぜひそういう取組をしていただきたいと思うのですが、その点について知事のほうからお答えを頂ければと思います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これはやはり私の責務だというふうに思っております、なる

べくそういったところに足を運び、そして、県民の気持ちを代弁し発信していくということは、これからも引き続き継続してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

○二十一番（渡辺重益君） よろしくお願いしたいと思います。

それと伝承の件で、教育長にお伺いしたいのですけれども、まず、先ほど復興・危機管理部長からも御答弁ありましたけれども、教育委員会として、学校における震災伝承、それから震災学習について現状どう考えているのかという点と、今後の取組について、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○二十一番（渡辺重益君） 学校における防災教育では、児童生徒等が震災の経験や教訓を学び、災害発生時の適切な行動を考え、備えることはとても重要であるというふうに考えているところでございます。防災教育の一環といたしまして震災遺構等を訪問し、防災教育に取り組んでいる学校は増加傾向にございます。こうした取組は非常に重要であると思っておりますので、県教育委員会としましては、引き続き防災教育の一環としてこういった取組が進むよう支援していきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

○二十一番（渡辺重益君） 大変重要な取組ということなのですが、実は現場で語り部活動している地元の町議会議員さんのお話を伺うと、最近はバスの借り上げ代が捻出できなくて、震災遺構に学校の子供たちがなかなか来られない状況が今見受けられるということであります。私の母校もそういった状況なので、ぜひ、国や県からの補助、支援をしっかりといただけるようお願い申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。